

入間市 P T A 連 合 会 会 則

昭42・ 6・ 3施行	昭44・ 6・ 7改正
昭48・ 5・ 23改正	昭49・ 5・ 28改正
昭54・ 6・ 7改正	昭56・ 6・ 3改正
昭58・ 5・ 24改正	昭60・ 5・ 24改正
昭62・ 5・ 23改正	昭63・ 5・ 14改正
平 7・ 5・ 20改正	平12・ 5・ 27改正
平15・ 5・ 31改正	平18・ 5・ 27改正
平19・ 5・ 26改正	

(名称)

第1条 本会は入間市 P T A 連 合 会 と 称 し、事 務 局 を 会 長 所 属 の 学 校 に 置 く。

(目的)

第2条 本会は市内各小中学校 P T A の 連 絡 を 緊 密 に し て、教 育 の 実 施 運 営 に 協 力 し 教 育 の 振 興 に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) P T A 相 互 の 連 絡 を 密 に し、そ の 運 営 と 活 動 の 進 展 に 努 め る。
- (2) 教 育 振 興 に つ い て 調 査、研 究 し、そ の 対 策 を 図 る。
- (3) 関 係 団 体、機 関 と の 連 絡 調 整 を 図 る。
- (4) そ の 他 目 的 達 成 に 必 要 な 事 項。

(組織)

第4条 本会は入間市内の小中学校単位 P T A を 以 っ て 組 織 す る。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名 (2) 副 会 長 5 名 以 内 (3) 常 任 理 事 若 干 名
- (4) 理 事 若 干 名 (5) 監 事 若 干 名 (6) 幹 事 2 名

(役員選出)

第6条 役員を選出方法は次のとおりとする。

- (1) 会 長、副 会 長 は 理 事 の 互 選 に よ り 選 出 し、総 会 の 承 認 を 経 る。
- (2) 常 任 理 事 は 各 単 位 P T A 会 長 及 び 学 校 長 と す る。
- (3) 理 事 は 各 単 位 P T A 正 副 会 長 及 び 学 校 長 と す る。
- (4) 監 事 は 理 事 会 に お い て 選 出 し、総 会 の 承 認 を 経 る。
- (5) 幹 事 は 会 長 所 属 の P T A か ら 会 長 が 委 嘱 す る。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- (3) 理事は会務を審査し、処理する。
- (4) 常任理事は、会長の諮問に応じ、重要事項を処理する。
- (5) 監事は主に会計を監査する。
- (6) 幹事は庶務・会計を担当する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1ケ年とする。但し再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会の会議は次のとおりとし、会長が招集する。

- (1) 総会 常任理事会 理事会 会長会
- (2) 総会は年1回とし、本会の重要事項について報告、承認、議決を行う。但し総会は理事会を以ってこれに充てることができる。
- (3) 理事会は必要に応じ開くことができる。

(経費)

第10条 本会の経費は会費と助成金及びその他の収入を以って充てる。

- 2 会費は家庭数割とし、1家庭につき年額10円とする。

(会計)

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(表簿)

第12条 本会に次の帳簿を置く。

- (1) 役員名簿 (2) 会計簿 (3) 記録簿 (4) その他必要表簿

(施行)

第13条 本会則は平成19年5月26日より施行する。

附 則

(細則)

第14条 本会は必要に応じ細則を定める。

- 2 役員の出張旅費支給額は、教職員の旅費基準を準用する。